

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	道路法	担当課	道路維持課	検索番号
許認可等		根拠条項	第47条の2第1項	
特殊車両通行許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規程又は同条第3項の規程による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規程する限度をこえる車両の通行を許可することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>特殊な車両の通行許可事務処理要領</p> <p>第1(通則)</p> <p>道路法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を越える車両(以下「特殊な車両」という。)についての同法第47条の2に規定する通行の許可に関する事務の処理については、この要領の定めるところによる。</p> <p>第2(通行許可の申請)</p> <p>(1) 申請は車両の通行の許可の手続き等を定める省令(以下「省令」という。)別記様式第1に定める申請書の正本及び副本に必要な事項を記載のうえ、次の附属書類を添付させるものとする。ただし、更新又は変更の申請にあたっては、その必要がないと認めるときは、附属書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(イ) 道路運送車両法による自動車検査証の写し</p> <p>(ロ) 車両の諸元に関する説明書</p> <p>(ハ) 経路図及び経路表</p> <p>(ニ) その他必要な図書として別に定めるもの</p> <p>(2) 車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である複数の車両の通行について、1の申請書により申請する場合(以下、「包括申請」という。)においては、(1)に定める附属書類のほか、トラック・トラクタ内訳書(別記様式1)又はトレーラ内訳書(別記様式2)を添付させるものとする。これらの内訳書には、同一の形式(道路運送車両法第75条の規定に基づき指定される自動車の形式をいう。ただし、道路運送車両の保安基準(昭和26年7月28日運輸省令第67号)第55条の規定に基づく基準の緩和を受けた自動車にあってはその内容が同一のものをいう。以下同じ。)の車両が複数あるときは、それぞれ同一の形式ごとに一括して車両番号を記入させるものとする。この場合、それぞれ同一の形式ごとに1枚の自動車検査証の写しを添付させれば足りるものとする。</p> <p>(3) 道路管理者が定める場合においては、(1)(ロ)車両の諸元に関する説明書及び(ハ)の経路表に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができるものとする。</p> <p>第3(申請の受理)</p> <p>(1) 道路管理者は、申請を受理したときは、申請受理・許可台帳(別記様式3)に必要な事項を記載するものとする。ただし、道路管理者が、別途、編綴簿の作成等これに替るべき方法を定めたときは、この限りでない。</p>				

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	道路法	担当課	検索番号
許認可等		根拠条項	第47条の2第1項
特殊車両通行許可			
<p>(2) 道路管理者は、次に掲げる場合には、申請を受理しないものとする。</p> <p>(イ) 申請書に必要な事項が記載されていない場合又は記載されている事項が明らかに誤っている場合。</p> <p>(ロ) 申請書に必要な附属書類が添付されていない場合又は添付された附属書類に記載されている事項が明らかに誤っている場合</p> <p>(ハ) 申請が当該道路管理者が管理していない道路のみに係る場合</p> <p>(ニ) その他明らかに申請を受理することのできない事由がある場合</p> <p>第4(手数料の徴収)</p> <p>(1) 道路管理者は、他の道路管理者の管理する道路にわたる申請を受理した場合には、手数料を徴収するものとする。</p> <p>(2) 手数料は、1台の車両に係る申請を1件として徴収するものとする。ただし、連結車の申請については、トラクタを単位として手数料を徴収するものとする。</p> <p>なお、2以上の道路管理者の管理する道路に係る申請の手数料は、5経路ごとに1件として徴収するものとする。</p> <p>第5(申請の審査)</p> <p>道路管理者は、申請を受理した場合には、次の審査を行うものとする。</p> <p>(イ) 申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認められるものであるか否かを審査すること。</p> <p>(ロ) 申請に係る車両については別に定める特殊車両通行許可限度算定要領(以下「算定要領」という。)及び別に定めるところにより作成された道路情報便覧を使用して審査すること。</p> <p>ただし、電算処理の場合においては、その処理の結果に基づいて審査すること。</p> <p>(ハ) 申請に係る車両の諸元が算定要領により算定できる範囲を越えるか、又はその通行経路に係る道路が道路情報便覧に収録されていないものについては、道路交通に与える影響等を考慮のうえ、通行経路に係る道路について個々に道路の構造に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査すること。(個別審査)</p> <p>(ニ) 申請に係る車両の通行期間等が適切であるか否かを道路の構造及び道路交通に与える影響を考慮のうえ審査すること。</p> <p>(ホ) 申請に係る車両の通行経路に係る道路について長期間にわたり通行の禁止又は制限が実施されているか否かを審査すること。</p> <p>第6(協議)</p> <p>(1) 協議は、協議書(別記様式4)並びに申請書(省令別記様式第1)及び附属書類の写しを送付することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話連絡により協議することができる。この場合においては、協議内容を書面に記録しておかなければならないものとする。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、道路情報便覧の資料の作成に際して、別に定めるところにより一般的包括的に事前協議を行った道路管理者相互間においては、算定要領及び道路情報便覧により処理することができる場合には、これらにより協議があったものとして取り扱うことができる。</p>			

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第47条の2第1項		
許認可等	特殊車両通行許可				
<p>なお、電算処理により算定できるものについても、同様とする。</p> <p>第7(協議の回答)</p> <p>(1) 協議を受けた道路管理者は、当該道路管理者が管理する道路について、第5の審査に準じて必要な審査を行い、当該車両の通行の可否、附すべき条件等協議を行った道路管理者が処分するにあたって必要な事項をすみやかに回答するものとする。</p> <p>(2) 回答は協議回答書(別記様式5)を送付することにより行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話連絡により回答することができる。この場合においては、回答内容を書面に記録しておかなければならないものとする。</p> <p>第8(許可)</p> <p>(1) 道路管理者は、許可する場合には、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要な条件を附さなければならないものとする。</p> <p>(2) 条件の付与は、通行経路、通行時間の指定、徐行、誘導車の配置、橋梁等における連行の禁止、その他必要な事項を条件書(別記様式6)に具体的に記載して行うものとする。</p> <p>(3) 道路管理者は、許可したときは、申請受理・許可台帳(別記様式3)に必要な事項を記載するものとする。ただし、道路管理者が編綴簿の作成等別途これに替るべき方法を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 道路管理者は、許可しない場合には、その旨を不許可通知書(別記様式7)により申請者に通知するものとする。</p> <p>第9(許可証の滅失等の取り扱い)</p> <p>道路管理者は、許可を受けた者から許可証(省令別記様式第1)を滅失、き損又は汚損したため許可書の再交付の申請があったときは、許可証再交付申請書(別記様式8)により、申請させるものとする。この場合において、き損又は汚損を理由とするときは、当該き損又は汚損した許可書を添付させるものとする。</p>					